

# ご利用ください 補助・助成制度

● 市民の皆さんの負担を軽減し、安心して暮らせるよう、市ではさまざまな補助・助成制度を創設しており、その主なものをご紹介します。(4月14日現在)

## 注意点

- ・市の補助・助成制度の全てを掲載しているものではありません。
- ・制度のほとんどが、市内在住または市税を完納していることを利用条件としています。
- ・記載内容以外にも、補助対象や申請時期、提出書類が各制度で定められています。制度を利用する際は事前に問い合わせ先に連絡するか、市ホームページを確認してください。

分野	制度	制度概要	問い合わせ	
生活環境	防犯灯設置などの助成	市防犯協会を通じて町内会などが設置・維持管理する防犯灯の新設および器具・管球の取り換え費用を全額助成(助成額が予算額に達し次第受け付け終了)	市民参画まちづくり課 ☎948-6736  ☎934-3157	
	猫不妊・去勢手術補助	県内の動物病院で飼い猫および飼い主のいない猫の不妊去勢手術を行った場合、予算の範囲内で補助(犬の補助は廃止)。飼い猫は一律2,000円(年度につき1世帯1頭まで)、飼い主のいない猫は雄4,000円、雌8,000円(制限なし)	生活衛生課 ☎911-1862  ☎923-6627	
	太陽光発電システムなどの設置への補助	市内建物などへの太陽光発電(出力10kW未満)、太陽熱利用、家庭用燃料電池、蓄電池システム設置費用の一部を補助(太陽光発電は1kW当たり3万6,000円(上限額10万8,000円)など。予算額に達し次第受け付け終了)	環境モテル都市推進課 ☎948-6437  ☎934-1861	
	合併処理浄化槽の設置費補助	し尿と台所・風呂などの生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽設置費用の一部を補助(補助対象となる合併処理浄化槽に指定要件(市の指定する地域で200人槽以下など)あり)	環境指導課 ☎948-6440  ☎934-1812	
	合併処理浄化槽の維持管理費補助	10人槽以下で、保守点検・清掃を適正に行い、毎年度1回の法定検査を受検している合併処理浄化槽の維持管理費を1基あたり1万円補助(法定検査から1年以内に申請。ただし公共有下水道の供用開始地域は対象外)	清掃課 ☎921-5516  ☎921-6311	
	生ごみ処理容器等の購入補助	コンポスト、EM容器、電気式生ごみ処理機(市が指定する機器)の本体購入価格の2分の1を補助(機器ごとに補助上限額あり)	環境指導課 ☎948-6439  ☎934-1812	
	浸水世帯し尿緊急くみ取り一部助成	住宅のくみ取り式便槽に対し、河川の氾濫、高潮、豪雨などにより、便槽が浸水し、放置できない状態となった場合、くみ取り料金を最大5,000円助成	住宅課 ☎948-6349  ☎934-1807	
	わが家のリフォーム応援事業	市内に住宅を所有し、その住宅に住んでいる人で市の指定する基本工事(4タイプ)を50万円(税抜)以上行う場合に、一般的なリフォーム工事(住環境向上工事)と併せた工事費の10%(上限額30万円)を補助。加えて「移住者」[リノベーション]「3世代同居・近居、多子世帯」の加算あり	建築指導課 ☎948-6512  ☎934-0640	
	木造住宅耐震診断・改修補助	昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の耐震診断費および改修経費の一部を補助(補助上限額あり)。併せて、耐震診断技術者を派遣し、耐震診断を行う派遣制度を実施(いずれも先着順)	建築指導課 ☎948-6526  ☎934-0640	
	民間建築物アスベスト含有調査補助	吹き付けアスベストなどが施工されている恐れがある民間建築物での調査に、1カ所あたり最大10万円、1棟につき最大25万円を補助(先着順)	公園緑地課 ☎948-6546  ☎934-8723	
上下水道	緑のまちづくり奨励金	市内の宅地などに樹木を所有し、そこに住民登録している人で、トイレを節水型トイレへ改修(前後で1リットル以上水量減少)した費用を助成。助成対象工事費の10分の1、上限3万円。年度1回、要事前申請(市の他補助と併用不可。7月から申請受け付け予定)	河川水路課 ☎948-6521  ☎934-1809	
	がけ崩れ防災対策事業補助	県が実施する急傾斜地崩壊対策事業に採択されないものうち、傾斜度30度以上など採択基準を満たすものについて、市が工事を実施(申請者は工事費用の5%を負担。現地調査により補助の有無を決定)	水資源対策課 ☎948-6948  ☎934-1886	
	節水型トイレ改修助成	市内に住宅を所有し、そこに住民登録している人で、トイレを節水型トイレへ改修(前後で1リットル以上水量減少)した費用を助成。助成対象工事費の10分の1、上限3万円。年度1回、要事前申請(市の他補助と併用不可。7月から申請受け付け予定)	水資源対策課 ☎948-6223  ☎934-1886	
	雨水利用促進助成	市内で自己所有する建物に雨水タンクを購入・設置する場合、本体購入価格と設置に要する費用の合計額のおおむね3分の2を助成(助成上限額あり。同一建物につき年度1回まで。要事前申請)	下水道サービス課 ☎948-6820  ☎934-1981	
	浄化槽から雨水貯留浸透施設への改造助成	公共下水道を使用することによって不要となった浄化槽を雨水貯留浸透施設に転用し、散水などに活用する場合、改造工事費の3分の2(上限20万円)を助成	下水道整備課 ☎948-6457  ☎934-0670	
	私道共同排水設備設置助成	私道に面する建築物所有者で、公共下水道から宅内の第1接続ますまでの共同排水設備を私道に自費で設置する際の工事費の一部を助成(補助上限額および補助対象となる私道の幅員、周辺環境に要件あり)	浄水課 ☎998-9803  ☎948-0727	
	上下水道料金減額	地下で漏水し市指定給水装置工事事業者が修理した場合に、検針2回分(4カ月分)まで、漏水と認定した水量の50%(下水道使用料は100%)を限度として上下水道料金を減額	健康づくり推進課 ☎911-1868  ☎925-0230	
	節目歯周病検診	4月1日時点で、40・50・60・70歳の人が年度1回、歯科健康診査と歯科保健指導を市内登録医療機関で無料で受けられる(対象者には5月末ごろクーポン券を送付)	健康づくり推進課 ☎911-1819  ☎925-0230	
	がん検診・18歳からの健診	市民税非課税世帯の人のがん検診および18歳からの健診の自己負担分は無料(受診希望日の3週間前までに申請)	健康づくり推進課 ☎911-1819  ☎925-0230	
	子育て・母子健康	高等職業訓練促進給付金	母子家庭の母または父子家庭の父が、就業に結びつきやすい資格を取得するため養成機関に通学する場合、養成訓練の修学期間(標準修業年限)に高等職業訓練促進給付金を支給	子育て支援課 ☎948-6418  ☎934-1814
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業		ひとり親家庭の親またはその子が、高等学校卒業程度認定試験のための講座を受講した場合、受講修了後に受講料の20%、受講修了後2年以内に高等学校卒業程度認定試験に全科目合格した場合に受講料の40%を助成(上限15万円)	子育て支援課 ☎948-6888  ☎934-1814	
子ども医療費助成		0~6歳就学前までの子どもの入院・通院および小学1~中学3年生までの入院費用の、保険診療自己負担分を助成(出生および転入届け出時に個別案内)	健康づくり推進課 ☎911-1868  ☎925-0230	
ファミサポ(育児)などの利用助成		まつやまファミリー・サポート・センターや市シルバー人材センターの子育て支援サービス利用料の一部を助成(一定時間を半額または無料。利用開始前までに各施設で手続きが必要)	健康づくり推進課 ☎911-1870  ☎925-0230	
個別妊婦歯科健康診査		受診時に市に住民登録のある妊婦が妊娠中に1回、歯科健康診査と歯科保健指導を無料で受けられる(妊娠および転入届け出時に配付する受診票を持って市内登録医療機関で受診)	健康づくり推進課 ☎911-1868  ☎925-0230	
不妊治療費助成		市内在住で法律上の婚姻をしている夫婦の特定不妊治療(体外受精および顕微授精)に要する費用の一部または全部を助成(所得制限など助成対象に要件あり。治療終了日の属する年度内に申請)	健康づくり推進課 ☎911-1870  ☎925-0230	
未熟児養育医療給付		集中治療などの入院医療を必要とする。出生時の体重が2,000g以下または生活力が特に未熟な未熟児の医療費を給付	健康づくり推進課 ☎911-1870  ☎925-0230	
小児慢性特定疾病医療費助成		国が指定する小児慢性特定疾病にかかり、基準を満たしている18歳未満の児童に、かかった医療費の自己負担分の一部を給付(必要と認められる場合は20歳到達まで延長あり)	健康づくり推進課 ☎911-1870  ☎925-0230	
教育		就学援助費支給	経済的な理由により国公立小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費・給食費・修学旅行費などを支給(支給要件あり。通学している学校に申請)	各学校教育課 ☎948-6590  ☎934-1815
まちづくり		風早活性化事業補助	5人以上で構成され市内に活動拠点がある団体が北条地域活性化のため、地域資源活用、景観・環境の保全・整備、集客に取り組む場合に、対象経費の2分の1(上限額10万円)を補助	坂の上の雲まちづくりチーム ☎948-6991  ☎934-1804
	三津浜にぎわい創出事業補助	5人以上で構成され市内に活動拠点がある団体が三津浜地区活性化のため、集客・交流促進に取り組む場合に、対象経費の2分の1(上限額10万円)を補助	坂の上の雲まちづくりチーム ☎948-6942  ☎934-1804	
	『坂の上の雲』フィールドミュージアム活動支援事業支援金	NPOや市民団体が地域資源を生かしたまちづくりに取り組む場合に、予算の範囲内で対象経費の一部を支援。(活用回数により支援金額が異なる。最大で4分の3(上限60万円)を支援。)	坂の上の雲まちづくりチーム ☎948-6996  ☎934-1804	
	地域の宝みがきサポート事業補助金	公民館事業推進委員会または認定まちづくり協議会が地域の宝の保存、活用、継承などを目的とした解説板や案内標識の設置、アクセス向上のための整備などに取り組む場合に、予算の範囲内で対象経費の全額(上限額30万円)を補助	都市・交通計画課 ☎948-6421  ☎934-1807	
	民営自転車等駐車場設置補助	市が指定する区域で30台以上収容の一般公共用駐車場の建設を行い、5年以上継続して運営する民間事業者に対し、予算の範囲内でその建設にかかる費用の一部を補助(構造により補助金額が異なる)	都市・交通計画課 ☎948-6421  ☎934-1807	

分野	制度	制度概要	問い合わせ
市国民健康保険	特定健康診査公費負担	国保に加入する40~74歳を対象に、生活習慣病予防を目的に医師の診察、身体計測、血液・尿検査などを受ける特定健康診査を無料で受けられる(5月中旬に対象者に配布した受診券を持って地域会場や市指定の医療機関などで受診)	健康づくり推進課 ☎911-1819  ☎925-0230
	高額療養費支給	国保加入者が医療機関を受診し1カ月間(1日から末日まで)の医療費の自己負担額が一定額を超えるとき、超えた金額の払い戻しを受けられる(保険適用外の医療費は対象外)	国保・年金課 ☎948-6361  ☎934-2631
	出産一時金・葬祭費支給	国保加入者が出産したときに出生児1人につき40万4,000円(産科医療補償制度に加入する医療機関では42万円)、死亡したときには葬儀執行人に葬祭費2万円を支給(社会保険資格喪失日からの期間によっては対象外の場合あり(出産=6カ月以内、死亡=3カ月以内))	国保・年金課 ☎948-6362  ☎934-2631
	はり・きゅう助成	国保加入者がはり・きゅうを利用した際に、施術1回につき1,000円を助成(1日1回、1カ月10回まで。被保険者証を市指定のはり・きゅう師に提示して受診)	国保・年金課 ☎948-6374  ☎934-2631
	保険料市独自軽減	国の法律で定められた7割と5割の軽減割合に、市独自に1割上乗せ(自動計算のため申請の必要なし)	国保・年金課 ☎948-6365  ☎934-2631
高齢者	後期高齢者医療 ①健康診査 ②歯科口腔健診	後期高齢者医療保険加入者は健康診査・歯科口腔健診を年1回無料で受診できる。①は以前申し込んだことがある人および健診受診歴のある人に受診券を5月中旬に郵送、新規申し込みは高齢福祉課に電話。②のクーポン券の申し込みは県後期高齢者医療広域連合(☎911-7733)へ	高齢福祉課 ☎948-6862  ☎934-1763
	がん検診	後期高齢者医療保険加入者は市のがん検診を無料で受けられる(乳がん・子宮頸がんは2年に1回)	健康づくり推進課 ☎911-1819  ☎925-0230
	敬老マッサージ補助	70歳以上の人があん摩・マッサージを利用した際、1年度6回分を限度として施術1回につき1,000円補助(申請の上、利用補助券を交付)	高齢福祉課 ☎948-6408  ☎934-1763
	道後温泉入浴優待	本館神の湯階下と椿の湯の入浴料を85歳以上無料、65歳以上神の湯階下410円⇒200円、椿の湯400円⇒200円(年齢確認できるものを窓口で提示)	高齢福祉課 ☎948-6408  ☎934-1763
	公衆浴場半額入浴	65歳以上を対象に、毎週金曜日(定休日は除く)県公衆浴場業生活衛生同業組合松山支部加盟公衆浴場13カ所の入浴料が半額(年齢確認できるものを窓口で提示)	高齢福祉課 ☎948-6370  ☎934-1763
	はり・きゅう助成	後期高齢者医療保険加入者がはり・きゅうを利用した際に、施術1回につき1,000円を助成(1日1回、1カ月10日まで。被保険者証を市指定のはり・きゅう師に提示して受診)	高齢福祉課 ☎948-6370  ☎934-1763
	運転免許返納支援	平成25年6月1日以降に運転免許証を警察署などへ自主返納した市内在住の65歳以上の人に、1人1回限り電車、バス、タクシーなど公共交通機関の乗車券(5,000円相当)を交付。	都市・交通計画課 ☎948-6863  ☎934-1807
障がい者	重度心身障害者医療費助成	「身体障害者手帳1級または2級」、「療育手帳A」、「療育手帳B(中度)」と身体障害者手帳を併せ持つ)のいずれかに該当する重度心身障害者の保険診療による医療費の自己負担分を助成	障がい福祉課 ☎948-6936  ☎932-7553
	重度心身障害者介護激励金支給	20歳以上の身体障害者手帳(1・2級)または療育手帳A(最重度)所持者で、介護保険の要支援・要介護認定を受けていない在宅の重度心身障害者と同一世帯で市内に1年以上同居する介護者に月額1万円の激励金を支給(支給対象に要件あり)	障がい福祉課 ☎948-6353  ☎932-7553
	身体障害者自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳所持者が通勤・通学、自立更生・社会参加に効果があるなど、必要と認められる理由で普通運転免許を取得するために受講する費用の2分の1(上限額10万円)を助成(免許取得日から6カ月以内に申請)	障がい福祉課 ☎948-6353  ☎932-7553
	身体障害者用自動車改造助成	上肢、下肢または体幹機能障がいによる身体障害者手帳所持者が所有し運転する車の改造に要する経費を、1件10万円を上限に助成(所得制限など、補助要件あり。購入・改造前に申請)	障がい福祉課 ☎948-6353  ☎932-7553
	重度障害者タクシー利用助成	在宅の身体障害者手帳1級などを所持する障がいの者の一般タクシー、福祉タクシー料金の一部を助成(障がいの種類など、助成対象に要件あり。年度ごとに申請し、24回分の利用券を交付)	健康づくり推進課 ☎911-1870  ☎925-0230
育成医療給付	保護者の住民票が市内にあり、身体の機能に障がいを有し、または有する恐れのある18歳未満の児童にかかった医療費の一部を給付(所得制限など、給付対象に要件あり。治療開始前に申請)	子育て支援課 ☎948-6888  ☎934-1814	
生活支援	ひとり親家庭医療費助成	父または母と子、祖父または祖母と孫、兄または姉と弟妹の家庭でひとり親家庭に準ずるもの、父母のいない子など、ひとり親家庭世帯の医療費の保険診療自己負担分を助成	子育て支援課 ☎948-6749  ☎934-1537
産業振興	自立支援教育訓練給付金支給	適職に就くために指定講座(通学・通信)を受講・修了した、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の父母に受講料などの60%を限度に資格取得後に支給(支給対象に要件あり)	地域経済課 ☎948-6550  ☎934-1844
	職業訓練奨励金	愛媛職業能力開発促進センターおよび県立松山高専技術専門校が行う公共職業訓練を受講する、雇用保険法による失業給付などの受給資格がない40歳未満を対象に訓練中の奨励金を支給(所得制限および補助対象となる講座に指定あり)	地域経済課 ☎948-6783  ☎934-1844
	資格取得助成金	雇用保険法に規定する教育訓練給付金の受給資格がなく、公共職業安定所に就職登録する厚生労働大臣指定教育訓練講座(通学のみ)の受講修了者に、訓練講座受講に係る費用の20%を助成(他に助成対象に要件あり。受講開始後14日以内に申請)	地域経済課 ☎948-6548  ☎934-1844
	人材育成事業補助	市内の中小企業者または中小企業団体が、従業員のスキルアップを図る目的かつ業務に必要な研修費のうち、対象経費の2分の1以内を補助(補助上限額および補助対象に要件あり)	地域経済課 ☎948-6549  ☎934-1844
	松山市事業承継促進補助金	市内中小企業者の円滑な事業承継を図るため、「愛媛県事業引継ぎ支援センター」の支援を受け、市内中小企業者から事業を全て引き継いだ市内事業者に対し、その後の経営促進などに係る必要経費のうち、対象経費の2分の1以内(上限額20万円)を補助	地域経済課 ☎948-6548  ☎934-1844
	創業資金利子補助	個人企業または中小企業が、日本政策金融公庫から融資を受け市内で事業を開始する際、払い始めた月から2年以内の利子の一部(年1.0%以内)を補助(創業後6カ月以内に融資を受けるなど、補助対象に要件あり)	地域経済課 ☎948-6399  ☎934-1844
	正規雇用奨励金	職業訓練奨励金制度の認定者を正規雇用として雇い入れた事業所を対象に奨励金を支給(他に支給要件あり。雇い入れ後1カ月以内に申請)	地域経済課 ☎948-6548  ☎934-1844
	キャリア教育推進事業補助金	児童・生徒が、複数の業種・職種について理解を促し職業観を醸成するキャリア教育に関する活動を実施する団体(市内に本社・支社などがある民間企業、学校法人その他の法人・地域活動などを行う団体)に対し、補助率に応じ補助金を支給(限度額20万円)。	地域経済課 ☎948-6548  ☎934-1844
	勤労者福祉サービスセンター事業	資本金3億円以下または常時雇用従業員300人以下の中小企業で働く従業員および事業主を入会条件とし、健康診断、人間ドック、レクリエーション活動に対する助成や、結婚、出産、勤続に対する祝金などを給付	地域経済課 ☎948-6399  ☎934-1844
	まちなか暮らしにぎわい事業所立地促進	中心市街地内に200平方m以上の営業面積を持つ店舗を新設または増設する企業に奨励金(投下固定資産総額の1.4%以内(上限額1,000万円))を交付(投下固定資産総額、新規雇用者数など、交付対象に要件あり)	地域経済課 ☎948-6548  ☎934-1844
商店街振興補助	商店街が共同で行う街路灯、アーケード、カラー舗装設置などの環境整備や空き店舗活用などの活性化事業に対し対象経費の一部を補助	地域経済課 ☎948-6549  ☎934-1844	
企業立地促進奨励	市内に事業所を新設・増設・移設する企業に対し、各種奨励措置を講じ、積極的な企業の立地を支援(投下固定資産総額や新規雇用者数など、交付対象に要件あり)	地域経済課 ☎948-6710  ☎934-1844	
テレワーク在宅就労奨励および発注奨励	テレワークによる在宅で業務を行う人で、一定の要件を満たした人を雇用する指定事業所に対し就労奨励金を、指定事業所に業務を発注した全国の事業所に発注奨励金を交付	地域経済課 ☎948-6710  ☎934-1844	
農業	鳥獣被害防止施設資材購入費への補助	農業者などが鳥獣による農作物被害防止のために防護柵などを設置した場合、その購入費の一部を補助	農林水産課 ☎948-6567  ☎934-1808
	狩猟免許の新規取得費用への補助	農業者などが新規に狩猟免許を取得した場合に、取得に要した費用(受験手数料など)の2分の1を補助(ただし、猟友会に入会し地域の有害鳥獣の捕獲活動に従事することを要件とする)	地域防災課 ☎926-9218  ☎926-9189
防災	自主防災組織活動支援金	同組織地区連合会の研修会や訓練などの活動(上限5万円)と防災資機材などの整備(基礎支援金(事業費の3分の2、上限10万円)+モテル事業(10万円)までは全額、選考あり))に対して補助金を支給	地域防災課 ☎926-9218  ☎926-9189
スポーツ	スポーツ大会・合宿などへの開催助成	主に市内で開催され、一定の条件を満たすスポーツ大会や合宿などに係る費用の一部を予算の範囲内で助成(助成額は条件により異なる)	スポーツ振興課 ☎948-6822  ☎934-1287
	体育大会出場奨励金	公益財団法人日本体育協会およびこれに加盟している種目団体(種目団体を構成する団体を含む)が主催するスポーツ競技の全国大会に出場する小・中学生に奨励金を交付(交付額は一律10,000円、四国地域は5,000円)	